

優良工場表彰 GOOD FACTORY 賞

審査委員の業務基準および倫理基準

この規定は、社団法人日本能率協会（以下「JMA」という）が指名した GOOD FACTORY 賞審査委員が遵守すべき倫理基準について定める。

1. 基本的態度

審査委員は、清廉潔白な態度で審査を遂行しなければならない。賞の透明性、公平性、権威を落とすような行為、または不名誉となるような行為をしてはならない。

2. 機密情報の漏洩禁止

審査委員は、業務上知り得た機密情報を外部に漏洩してはならない。

3. 禁止事項

賞の審査については、審査対象となる工場、事業所（以下「審査対象」という。）と審査委員との間に、審査日を基準として、過去2年以内に利害関係（審査対象に対してコンサルティングサービスを提供したことがある、または直接の金銭授受、酒肴を伴う飲食、ゴルフなどの遊興接待等を受けたことがある場合等をいう）があった場合、またはその予定がある場合、当該審査委員は、当該企業等の審査にあたることはできない。

4. 倫理基準

- (1) 審査委員は、私情及び利害関係の影響を排除して、審査指針に忠実に従った厳正な審査を行わなければならない。
- (2) 審査委員は、常に公私の別を明らかにし、審査に関係して、自己または第三者のために、その地位または権限を利用して次に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 審査対象からの金銭の譲り受け、または借用
 - ② 審査対象から有価証券の譲り受け
 - ③ 審査対象から社会常識を超える物品の受領
 - ④ 審査対象から不動産の譲り受け、または借用
 - ⑤ 審査対象から社会常識を超える経済的利益（審査に必要な範囲を超えた高級ホテルへの宿泊、飲食、ゴルフ等の審査対象負担による提供等）の授受
 - ⑥ 前各号の行為の審査対象への要求
- (3) 審査委員は、審査において知り得た審査対象の機密情報を基に、インサイダー取引またはその疑いのある行為等の自己の利益を図る行為をしてはならない。

5. 処 分

- (1) 本細則に定める基準に違反した審査委員への処分は、審査委員長が決定する。
- (2) 処分の言い渡しは、審査委員長が行い、手続きは審査事務局が行う。
- (3) 審査事務局は処分の結果を、審査委員会に報告しなければならない。

6. 施行・改廃

- (1) 本基準の改定、廃止をする場合は、JMA 管理規程によるものとする。
- (2) この規定は2011年4月1日から施行する。

制定：2011年1月7日